**診療報酬に関する院内掲示**

**【医療情報取得加算】**  
当院ではオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入している保健医療機関となります。

マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供を努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

公費負担受給者証についてはマイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

**【医療DX推進体制整備加算】**  
当院では以下の通り医療DX推進の体制を整備し活用しております。  
① オンライン請求を行っています。  
② オンライン資格確認を行う体制を有しています。  
③ 電子資格確認を利用し取得した診療情報を、閲覧又は活用できる体制を有しています。  
④　マイナンバーカードの健康保険証利用について、利用しやすい環境を整備しています。  
⑤　マイナ保険証について、当該保健医療機関の見やすい場所に掲示しています。　　　　　　　　　　　　⑥電子処方箋の発行などの医療D Xにかかる取り組みを実施している保険医療機関です。

※電子カルテ共有サービスなどの取り組みについても今後導入予定です。

**【明細書発行体制等加算】**  
当院では医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されています。

明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

**【初診時の機能強化加算】**  
当院では「かかりつけ医」機能を有する診療所として以下の取り組みを行っています。

1. 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握したうえで服薬管理を行います。
2. 健康診断、健康診断の結果に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
3. 介護保険、福祉サービスに関するご相談に応じます。
4. 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

　　栃木県医療情報ネット　https://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/

**【地域包括診療加算】**  
当院では上記診療加算に該当する患者さんに対して以下のような相談をお受けいたします。

1. 健康相談、健康診断の結果に関する相談、健康管理相談、予防接種の相談
2. 介護保険の利用等に関する相談  
   また、当院は
3. 敷地内禁煙を実施しています。
4. 在宅医療を実施しています。

※日本医師会かかりつけ医機能研修制度　応用研修会を終了した医師がいます。

**【外来感染対策向上加算】**  
当院では感染管理者が中心となり、標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。

院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。

感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合には、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。

抗菌薬については厚生省のガイダンスに則り、適正に使用します。

感染対策に関してとちぎメデイカルセンターしもつが、自治医科大学附属病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

**【後発品使用体制加算】**  
当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備医しております。なお、状況によっては患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があります。

**【一般名処方加算】**  
当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

そのなかで、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とは、薬の商品名ではなく薬の有効成分を処方箋に記載することです。

**【生活習慣病管理料(Ⅰ)（Ⅱ）】**

高血圧症、脂質異常症、糖尿病の患者さんが対象です。

個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する指導内容等をした「療養計画書」へ初回だけ署名をいただく必要がありますので、ご協力お願いします。

また状態に応じ28日以上の長期の処方を行うことやリフィル処方箋を発行することの対応が可能です。なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは症状に応じて担当医が判断いたします。